

同志社に於ける「学問の自由」侵害の真相解明について

トルコ国立アンカラ社会科学大学教授
山口 薫 Ph.D.(経済学博士)
Dr. Prof. Kaoru Yamaguchi
Social Sciences University of Ankara, Turkey

私は2018年4月12日にトルコ国立アンカラ社会科学大学の専任教授として招聘され、同年10月25日より現地にて勤務を始めました。トルコの国立大学の現職教授として、前任校の同志社大学に在職中に受けた「学問の自由」侵害とそれらに伴う精神的苦痛（現在も継続）について同志社大学を被告として損害賠償請求訴訟を遂行しております。といっても決して私憤からこの訴訟を始めたわけではありません。2015年1月5日付の「最高裁への陳述書—同志社にみる大学院教育の崩壊」（甲42）でも述べましたように、同志社が行なった学問の自由侵害を許せば、やがて「日本の高等教育を確実に崩壊させ、長期的にはそれに立脚する国家を崩壊させる」ことになるという研究者としての杞憂、公憤から提訴せざるを得なかったということをまずはご理解いただきたく存じます。

この陳述書では、審理が人証調べの段階に入ったことを踏まえて、真相解明のために、中田喜文教授・近藤まり国際プログラム委員長・浜矩子ビジネス研究科長・八田英二学長（いずれも当時）の人証申請が必要な理由について述べさせていただきます。

1. 中田喜文教授の証人尋問は真相解明のために必要不可欠であること

中田氏はカリフォルニア大学バークレー校の経済学研究科で同時期に学んだ親友です。ある日の会合（バークレー校日本支部の同窓会だと記憶）で久しぶりに彼に会った際に、「2004年度に同志社で大学院ビジネス研究科を設立する予定だが、そのためには数名のマル合の教授が必要なので協力してくれないか」と打診を受けました。ご参考までに、マル合教授とは、博士号（Ph. D.）を取得し、すぐれた研究業績を上げている教授のことです。当時の私は前々任校（大阪産業大学）の職場に満足し、充実した研究・教育生活を過ごしていましたので、この打診にはあまり乗り気ではありませんでした。その後、大学院設置準備室長（当時）として正式に中田氏と何度かお会いする過程で、以下の2つの条件が口答で約束されましたので、この招聘を正式に受諾することにしました。

- (A) 同志社の大学院教授の定年は、前々任校の定年（当時68歳）より2年多い70歳である。
- (B) 欧米の多くのビジネススクールで講義されているシステムダイナミックスを同志社で講義してよい。（中田氏は当時システムダイナミックスのことを全く知らなかったので説明してあげたところ、その重要性を即座に理解してくれました）。

私はバークレー校時代からの親友である中田氏を全面的に信頼していましたし、大学院設置準備室長としての約束でしたから、この2つの招聘条件は同志社との雇用契約であることを信じて疑いませんでした。そこでまず(A)の約束の傍証について述べます。中田氏はビジネス研究科設立の数年後、今度は同志社でも5年一貫制の博士過程を文科省に申請するので、私にもビジネス研究科との兼任教授として参加していただけないかと協力要請をしてきました。その際「博士課程設立の2009年4月から完成年度の2014年3月までの5年間は文科省との約束なので絶対に教授として就任してほしい」と強く念を押されました。2014年の完成時には私は67歳となりますが、中田氏は大学院教授の70歳定年を前提として、私をこの博士課程の文科省申請教員として誘ってきたのです。すなわち、彼は70歳定年という私との(A)の約束を前提として、文科省に申請をしたということになります(甲23号証参照)。勿論私は70歳の定年まで博士課程に就任して全面協力する旨、彼に約束いたしました。同志社は文科省とのこの申請時の教員確保の約束を反古にし、結果的に虚偽申請をしたことになりました。八田英二学長(当時)が中田氏の構想のように文科省との約束を遵守しておれば、以下の4で述べるような「学問の自由」侵害は生じなかったことでしょう。

次に(B)の約束の傍証について述べます。ビジネス研究科が開設されて以来、私は一貫してシステムダイナミクスを取り入れた講義を開講してきました。具体的には、ビジネス経済学、経営システムダイナミクス、マクロ経済シミュレーション、ビジネスモデリング、環境戦略モデリング等の科目です。教授会でも私のこうしたシステムダイナミクス関連の講義科目やシラバス内容は、毎年承認されてきていました。すなわち中田氏との(B)の約束は遵守されていたのです。

しかるに、中田氏は(A)の約束を翻すかのように、それとは似て非なる内容の虚偽陳述書に2013年11月7日に署名捺印し、前訴訟の乙第61号証として当時の裁判所に提出してきました(添付資料)。曰わく、「必ず70歳までの雇用が保証される、という発言をした記憶はございません」という驚きの虚偽陳述をしてきたのです。その日の夜、中田氏はさすがに「良心の呵責」からか私に電話してきました。

「薫さん、申し訳ありません。大学側弁護士がどうしてもこの陳述書に署名捺印しろと強要するので、2回目まではなんとか断ったのですが、3回目の修正案陳述内容についてはどうしても断りきれなくなり、署名捺印させられました。」と陳謝してきました。ビジネス研究科で起きている私の定年延長拒否事件当時、彼は海外に留学していたので部外者ということもあり、正確な情報が伝わっていなかったようで、その事情説明等も含めて彼とは約2時間以上にわたって電話口で話し合いました。「親友として出来る限り薫さんのために善処します」と中田氏は私に約束してくれ、この長い会話は終わりました。

残念ながら前訴訟では中田氏の証人尋問は認められず、この虚偽陳述書強要の事実を法廷で確認する機会はありませんでした。中田氏の電話での陳謝もあり「武士の情け」として私もこの点については追求しませんでした。よって本陳述書に於いて中田氏から陳謝の電話があったことを初めて陳述いたします。もしこの虚偽陳述が事実だとすれば、「良心教育」を掲げる同志社は中田氏の良心に反する違法行為を強制したという由々しき事態になります。結局、前訴訟では8コマルールを中心にその妥当

性について争われましたが、もしこの（A）の口答約束が前提での訴訟であれば、8コマ論争は無効となり、「8コマを教えないから定年延長に推薦しなかった」という浜矩子元研究科長の言い分は本末転倒の詭弁となります。何故ならば、後述する近藤まり教授（中途採用）については、中途採用のために初年度に8コマ担当ルールが満たされなかったため、わざわざ「外書講読」なる科目を応急に充当して対処したからです。（この応急設置のためかどうかわかりませんが、この講義はドタキャンされるなど非常に不適切になされたので、近藤まり教授は受講生からクレーム委員会に申立がなされています）。よってもし（A）が私との雇用契約であるならば、私も近藤まり教授と同様の対処となっていたはずで、すなわち、ビジネス経済学の担当を意図的に外して8コマルールに満たないようにして学外に追放するという横暴は起こり得なかったと想像されます。

（B）の雇用契約に関しても、被告はそのような約束をしていないと主張しています。よって中田氏による（B）約束の事実確認が不可欠となります。もしこの事実が確認されれば、近藤まり教授の「ビジネス経済学」科目外しはその時点で約束違反・雇用契約違反となり、違法となります。

さらに（A）の傍証に加えて、TIM専攻教授の5年間確保を文科省に約束した中田氏は、原告準備書面13・6頁で主張したとおり、この文科省との約束を実現すべく、またビジネス研究科との間の調整を求めて、八田英二学長に、私をTIM専攻専任の教授として引き受ける旨の要請をしたと聞き及んでおります。しかし、八田英二学長はこれにも対応をしておりません。八田英二学長の不作為の違法を立証するためにも、中田氏が八田英二学長に私のTIM専攻での引受を要請した経緯を、同氏から直接に確認をする必要があります。

以上陳述してきましたように、今回の一連の「学問の自由」侵害訴訟の真相を解明し、公正に審議するためには、中田氏の証人喚問は必要不可欠であり、優先順位は極めて高いと考えます。（A）、（B）の招聘条件についての事実確認の解明が今回の公正な審議に必要不可欠であるということを、ここに強く求めます。

2. 近藤（現 飯塚）まり教授が主張する「偏った経済学」とは何か

私はビジネス研究科開校以来一貫して、ビジネス経済学の科目を講義してきました。ある日突然、「システムダイナミクスを用いた私の経済学は偏っているので、来年度から担当を外す」といった趣旨のメールが、国際プログラム委員長（当時）の近藤まり教授から私に一方的に送られてきました。勿論、こうした場合に通常行われる担当教授との事前協議も全くありませんでした。近藤氏は教授会でも「私の経済学は偏っている」といった趣旨の差別発言を繰り返しました。そこで近藤氏に以下のような質問をこれまで再三再四にわたって行なってきました。

- ・私の経済学の講義は、他のどの経済学と比較して偏っているのですか。
- ・誰がそのように偏っていると判断したのですか。

残念ながら、前訴訟では近藤氏の証人尋問は認められませんでしたので、この素朴な疑問はこれまで一切解明されていません。憲法第23条に「学問の自由は、これを保証する」とあります。57調の格調高い条文で、憲法は「学問の自由」を保障しています。憲法の名譽のためにも、この素朴な疑問は徹底的に解明されなければなりません。さらには拙著「公共貨幣」（東洋経済新報社、2015年）の読者もこの解明を強く望んでおられます。今回の訴訟に踏み切った最大の理由は、この訴訟を通じてこの「偏った経済学とは何か」について「学問の自由」のために徹底的に解明していただきたかったからです。

さて、学問の自由を一方向的に否定する横暴を行なった近藤まり教授について、一言私見を陳述しておきます。彼女は、グローバルMBA（英語のMBAプログラム）をビジネス研究科で新たに立ち上げるために途中採用されました。私の記憶する限り第1回目の選考委員会では、研究業績がないということで見送られましたが、その後の2回目の選考委員会で再度推薦され、教授会で審議されました。彼女には研究業績がないので、採用するとしても教授ではなく准教授とすべきだとの意見が教授会で出されましたが、グローバルMBAプログラムの必要性から、結果的に教授として採用されました。その後、私が主催したグリーンMBAの国際会議に提出された報告論文を私が編集者となって英語の研究書として出版するという話が持ち上がった際に、近藤氏は「私にはあまり研究業績がないので、是非とも共編者にしてほしい」と私に強く迫ってきました。結果的に同書は出版されず、この話は立ち消えとなりました。中途採用の近藤氏がなぜマル合教授が開講以来講義してきたビジネス経済学の科目を「偏った経済学」と一方向的に決めつけて外したのか、その理由はいまだに解明されていませんのが、彼女に関するこのエピソードがその一助となればとの思いでここに陳述しておきます。

冒頭で陳述しましたように、昨年秋から私は「システムダイナミックスを用いた経済学研究」の専門家として、トルコの国立大学に教授として招聘されました。システムダイナミックスを用いた経済学は偏っているとして同志社から捨てられた私ですが、それと全く同じ理由で、今回私はトルコの国立大学に拾われました。「捨てる神あれば拾う神あり」とはこのことをいうのでしょうか。この事実一つをとっても、グローバルスタンダードの視点に立脚すれば、私の経済学は偏っていないということが証明されたこととなります。万一、同志社が行なった私の講義科目の強制外しが「学問の自由」の侵害にならないと判断されるのであるならば、日本は学問の自由を捨てる神のみが居座り、それを拾う神がない国だということになります。その結果、日本は「学問の自由」が存在しない3流の学術独裁国家となります。「学問の自由」とは「捨てる神と拾う神」が共存し、研究者や受講生自身がそうしたいずれかの神の役割を演じて自由・活発に研究・教育活動ができるということです。そうした意味で、今回の「学問の自由」訴訟は日本の学問研究の将来にとって非常に重要な裁判となるということを改めて指摘しておきたいと思います。

3. 浜矩子元研究科長はなぜ近藤まり教授の暴走を止められなかったのか

浜矩子研究科長（当時）や教授会はなぜ近藤まり教授の「ビジネス経済学」担当外しという暴走を止められなかったのでしょうか。「ビジネス経済学」の担当教授を外

す場合、その教授の科目適合性を最終的に判断するのが教授会で、その判断は教授会審議の最重要事項となっています。私は「教授会はルールに従って委員会を設置して私の科目適合性をまずは審査し、その報告書に基づいて教授会で最終審議すべきである」という学内ルールを何度も要望しましたが、その都度、浜研究科長（当時）は私の要望を無視し続けました。大学追放直前の2013年3月の教授会（私にとっての最後の教授会）でも繰り返しそのように要望したところ、当時の大久保隆教務主任は「本日の教授会審議事項にはそのような議題はない」と強弁し、浜矩子研究科長も彼に同調し、私の要望を拒否しました。すなわち、学問の自由の重要な砦である教授会が機能不全にさせられたのです。もしこんなことが許されるのであれば、「あなたの講義は偏っているので来年度から外す」とある教授が一方的に通告し、研究科長がそれに同調し、審議拒否するだけで、講義科目を自由に再編することができるようになります。浜研究科長と大久保教務主任が犯したこの重大な「学問の自由」侵害は、今後の日本の学問の自由に大きな汚点を残すことになるでしょう。

それにしても不可解な疑念点が残ります。浜氏はなぜ学内ルールに従って教授会を公正に運営しなかったのでしょうか。もしかして、浜氏、大久保氏、近藤氏の3名は事前に共謀して、私を一方的に排除しようとしていたのではないのでしょうか。この共謀の可能性を示す傍証があります。私は開校以来一貫してビジネス経済学を講義してきましたが、グローバルMBAで英語のビジネス経済学を担当することになりました。そこで負担軽減のために、大久保氏に日本語のビジネス経済学の担当をお願いしたところ「私一人ではミクロとマクロ経済学を講義するのは難しいので、浜先生と協議して分担して講義したい」と逆に提案されました。私には全く異論がないので「それではよろしく」ということになりました。すなわち、浜氏と大久保氏は当時の私のビジネス経済学の講義内容を精査し、システムダイナミックスを用いた講義内容になっているということを他のどの教員よりもよく熟知していたということになります。近藤氏が「システムダイナミックスを用いた経済学は偏っているので、来年度から担当を外す」と提案してきた時に、その偏見性を喝破し、公平な学術判断ができる知見を教授会の誰よりも十分に有していたということになります。なのに、なぜそうしなかったのか、なぜ近藤氏の横暴を阻止できなかったのでしょうか。

もし近藤氏、浜氏、大久保氏の3名による事前共謀があったとすれば、この共謀から彼らが得られる利得とはいったい何だったのでしょうか。「良心教育」を掲げる同志社の教員として、「学問の自由」を守るという良心を売り飛ばしてまでも、彼らが欲しかった利得とはいったい何だったのでしょうか。ぜひ、この訴訟で明らかにしていただきたいと強く要望します。

この解明に役立つかわかりませんが、トルコでの大学教授採用事情について一言しておきます。トルコでは大学教授採用に際して、博士号を取得しているか、専門誌に4編以上の研究論文を出版しているか、それらの論文の引用数はいくぐらいあるのかといった厳しい資格審査がなされます。上述した日本のマル合教授にほぼ該当する資格審査です。トルコの大学では少なくともマル合以上の資格がないと教授として採用されません。日本では「博士号に相当する学術レベルや研究業績がある」という曖昧な表現で「マル合」の下に「合」という資格を設定し、それを基準として社会人を採用するといった同志社のような大学があるようですが、グローバルスタンダ

ードではあくまでもトルコのような条件が満たされないと、大学教授として採用されないのです。

しかるに浜氏や大久保氏は採用当時は学部卒であり、博士号の学位もなく、私の知る限りマル合の資格を有していませんでした。トルコの大学（院）では決して教授として採用されることのない「教授」なのです。お断りしておきますが、私は決して彼らの個人的資質、能力に言及してはおりません。博士号を取得するためには、それらの資質・能力だけでは不十分で、プロフェッショナルで高度な知的訓練が必要不可欠となるといっているのです。潜在能力があるだけでは、決して裁判官や弁護士にはなれず、そのための高度な知的訓練が必要です。同様に日本の大学教授もマル合の資格がなければならないといっているのです。こうした厳格なプロとしての訓練を受け、研究を極めたことのない教員は、マル合教授から見れば、単なるアマチュア「教授」にしか過ぎません。もし、教授会運営が、こうしたマル合のプロフェッショナル教授によって運営されていたならば、今回の私のような「学問の自由」の侵害は、そうしたプロの厳しい目からは決して看過されることはなかったことでしょう。

4. 浜矩子元研究科長は同志社による文科省への背信行為になぜ加担したのか

それにしても浜氏にはさらなる不可解な疑念点が残ります。1で述べたように、同志社は5年一貫制の博士過程を文科省に申請するに際して、博士課程担当教授はその完成年度までの5年間は全員就任を確保すると約束し、それに基づいて博士課程が承認されました。指導中の博士課程の院生を途中で一方的に放棄して担当教授を追放するという暴挙は、文科省への最大の背信行為であり、私学助成金の支援打ち切りに相当する違法行為となります。そのために中田氏やTIM専攻教授会は、八田英二元学長のみならず、浜矩子元研究科長に対しても、私のTIM専攻就任が継続されるようにビジネス研究科教授会での審議を要請しました。

しかるに浜氏はTIM専攻からのこの要請（乙18）を独断で握りつぶし（乙19）、教授会審議を行いませんでした。浜氏は同志社の研究科長（大学の執行部役員）として、対外的には同志社と文科省との約束を守る義務を負っていたはずですが、にもかかわらず、教授会に一切審議をさせず、一人で握りつぶしたとはどういうことなのでしょう。教授会で審議すると、文科省への5年間の就任約束が明るみに出て、私を追放できなくなると危惧したのでしょうか。

こうした浜氏の行為は同志社による文科省への背信行為に加担する行為であり、同時に自らが所属する同志社への背信行為でもあります。研究科長・大学院教授としては決してやってはならないこのような背信行為をしてまでも、なぜ、私を追放しようとしたのでしょうか。八田英二元学長にそのように指示されたからなのでしょう。あるいはそうせざるを得ない何らかの状況があったからなのでしょう。憲法23条が保証する「学問の自由」を大学人が実践するためにも、文科省と同志社との信頼回復のためにも、ぜひ浜氏の不可解な行為の解明をお願いしたく存じます。

5. 八田英二元学長は指導教授を突然奪われた留学生、院生の苦痛が理解できないのか

今回の一連の「学問の自由」侵害によって、院生や（国費）留学生の「学問の自由」も奪われることになりました。「修士課程・博士課程で高度な研究を指導する」という同志社との社会的契約のもとで、彼らは同志社に入学し研究していました。なぜ彼らは指導教授から突然強制的に切り離されなければならなかったのでしょうか。「社会的契約」を一方向的に破棄されなければならなくなったのでしょうか。彼らは同志社に一体何をしたというのでしょうか。

指導教授が大学を去る場合には、通常は研究指導の引き継ぎを行い、院生には研究上の迷惑がかからないように配慮します。それが大学の社会的責任というものです。しかるに今回同志社は、私からの指導教授の変更手続きを一切行いませんでした。その結果、彼らは路頭に迷う羽目になりました。彼らの苦痛はいかほどだったのでしょうか。当時の4名の院生が、勇気を出して陳述書を提出してくれました。2名の日本人博士課程院生と2名の留学院生です。それらの陳述書（甲9ないし12）を読み返すにつけ、ある日突然指導教授を失った彼らの苦悩と苦痛がヒシヒシと伝わってきます。もし、私自身がパークレー校留学中に同じような状況に遭遇し、研究指導の引き継ぎも大学がしてくれず放り出されておれば、一体私の研究はどうなっていたのでしょうか。胸が張り裂ける思いです。

例えばメキシコからの国費留学生です（甲9）。彼は私からの研究指導が得られるという同志社ビジネス研究科の浜研究科長（当時）の約束で来日してきました。私の突然の大学追放に伴い、システムダイナミクスを用いたメキシコのマクロ経済の研究を断念せざるを得なくなり、数ヶ月の間、置き去り状況にされました。その後彼は、深い失意の下で京都大学大学院に移ってゆきました。サウジアラビアの博士課程の留学生（甲10）は、当時私が非常勤講師としてシステムダイナミクスの集中講義をしていた岐阜大学大学院工学研究科の教室まで泣きついてきました。私の研究指導がなければ、博士論文が書けないというのです。これには私も驚きました。

こうした彼らの苦痛を思うにつけ、彼らの学問の自由を守る義務、研究指導継続の社会的責任が、例え大学を追放されたからといっても、元同志社大学大学院教授としての私にもあるのではないのかと、そう強く思うようになりました。そうした気持ちに駆られて、私はその後も彼らの研究を学外から出来る限り支援し続けてきました。特にサウジアラビアの留学生にはその後約2年間にわたって、学外で博士論文の研究指導を継続して行なってきました（勿論、ボランティアで）。さらに追放1年半後の2015年7月には、彼に代わって米国での国際システムダイナミクス学会で博士研究論文の代理報告もしてあげました。

私への学問の自由侵害から派生するこうした問題が発生しないように、同志社大学の社会的責任を果たすようと、私は何度も八田英二元学長に訴えてきましたが、ことごとく無視されました。同志社は明治の開学以来、新島襄の「良心教育」を学是として掲げてきた大学です。八田氏はその大学の学長として、自ら率先して「良心教育」を実践してきたはずです。指導教授を突然奪われた留学生、院生の苦痛の叫び、

良心の訴えに、八田氏はなぜ答えようとしなかったのでしょうか。さらに大学人として、また同志社のトップとして「学問の自由」を自ら守る責務があったのではないのでしょうか。同志社大学とその教職員の名誉、大学の社会的責任を果たすためにも、自ら自主的に証人尋問に応じて堂々と公の場で、こうした院生の苦痛と対峙し、彼らに謝罪していただきたいものです。「同志社で学問の自由が侵害されている」という私からの悲痛の内部告発を（ここでは陳述しなかったグリーン科目の強要を含めて）、なぜ無視し続けたのか、明確にその理由を法廷で語っていただきたいものです。

以上、5点にわたって、なぜ私が今回「学問の自由」侵害訴訟に踏み切ったのか、その解明のために中田氏、近藤氏、浜氏、八田氏の4名の証人尋問がなぜ不可欠となるのかについて述べさせていただきました。同志社大学による「学問の自由」侵害は前代未聞であり、憲法23条で「学問の自由」が保障されている日本では、決してあってはならないことです。日本の将来の学問の発展のためにもぜひ公正な審議がなされるように要望いたします。国際システムダイナミクス学会等、世界的にも日本でのこの「学問の自由」訴訟が注目されていることを、最後に付言して私の陳述といたします。

2019年2月4日

添付書類 中田 喜文 陳述書、2013年11月7日